

墨田区消費者ニュース

令和3年8月発行 第177号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)

〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



衣類の取扱い表示について 衣類を購入するときは表示を確認しましょう！

ご存じですか？家庭用品品質表示法！

【家庭用品品質表示法】では、消費者が商品を購入する際に適切な情報が提供されるよう、商品の品質等について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めています。

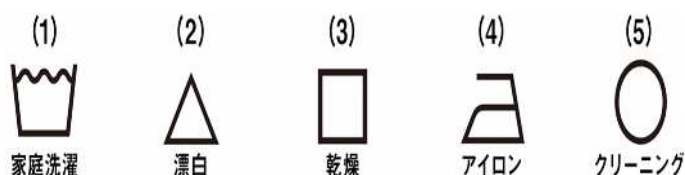
対象となる繊維製品には、繊維の組成（素材の種類と混用率）、家庭洗濯等の取扱方法、※はっ水性（下記に注釈あり）などを表示することが義務付けられています。

衣類を購入するときは、用途やデザインだけではなく、「洗濯したら色あせてしまった。」「縮んでしまった。」などの事故を防ぐためにも、家庭で洗濯できるのかなど、購入後のお手入れについても確認しましょう。

繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法

取扱いに関する表示記号や方法は、平成28年12月以降、それまでの日本独自のものから、世界で共通に使用できるISO（国際規格）の記号に統一されました。また、表示は5つの基本記号と、いくつかの付加記号や数字の組み合わせで構成されています。

5つの基本記号



付加記号

処理の強さ 処理の温度
— =
弱く→さらに弱く 低温 → 中温 → 高温

処理・操作の禁止

×

※記号で表せない情報は、必要に応じて記号の近くに用語や文章で付記されます。

※「はっ水性」の表示は、レインコート等ははっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示する必要はない。

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分できます！

～ 適用は令和3年7月6日以降 ～

【相談事例】

昨日、国際郵便で自分宛てに届いた荷物が届いた。

荷物が届く予定はなかったが、記載されている名前や住所に間違いがなかったのでは開けてみると、注文した覚えがないマスクが50枚ほど入っていた。納品書や請求書は同梱されておらず、商品だけ入っていた。どのように対処したらよいだろうか。

【アドバイス】

これまでの法律（特定商取引法）では、注文や契約をしていないにも関わらず、一方的に送付された商品について、消費者は商品を受け取った日から起算して14日が経過するまでは、その商品を処分することはできませんでした。

しかし法律が改正され、事業者が金銭を得る目的で、注文や契約をしていないのに一方的に送り付けた商品は、消費者は直ちに処分できます。また、消費者がその商品を開封や処分しても、金銭を支払う義務はありません。

事例の場合、令和3年7月6日以降に届いた商品であれば、消費者は直ちに処分することが可能です。

※商品の誤配送の可能性がある場合は、送り主に連絡しましょう。

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

— まずは電話でご相談ください —

5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

